

奈良県立万葉文化館チラシ等の封入・封緘業務委託契約書

奈良県立万葉文化館を甲とし、_____を乙として、甲乙両当事者は、奈良県立万葉文化館のチラシ等の封入・封緘業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 本件発送業務の業務内容は、別紙仕様書の定めるところによる。

（委託有効期間）

第2条 この契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（履行場所）

第3条 この契約の履行場所は以下のとおりとする。

奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地 奈良県立万葉文化館

（契約金額）

第4条 この契約にかかる契約金額は、別添見積書記載の封入種別毎の単価に、発注数量を乗じた金額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。ただし、実施段階において、作業内容等に変動が生じた場合は、両者協議し決定するものとする。

（委託料の支払い）

第5条 乙は、封入・封緘作業の実績に応じて随時、委託料を甲に請求するものとする。

2 乙は、本契約書第7条の規定による検査に合格したときは、乙に対して、当該作業実績にかかる委託料の請求ができるものとする。

3 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除する。

（納品及び検査）

第7条 乙は、作業完了後は速やかに甲に納品することとする。

2 乙は、作業の完了後、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。ただし、甲の指定する職員が不適當であると認めたときは、受託者は、速やかに手直しをしなければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、業務の実施に当たり、知り得た情報・秘密等を契約期間であると否とを問わず、一切他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記

「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない

（再委託の禁止）

第11条 乙は、この業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙又はその従事者に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 甲において、乙がこの契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
- (4) 前各号のほか、この契約の条項に違反したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（契約に係る損害賠償）

第14条 第12条の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

2 前項の場合において、乙は、契約保証金の全部または一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（乙が契約保証金を納付しているときは、

その額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

(その他)

第15条 この契約に定めない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 高市郡明日香村飛鳥10番地

奈良県立万葉文化館
館長 及川 あずさ

乙

別 記（第9条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（特定個人情報等の持ち出しの禁止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託における条件）

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができ。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化）

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

（取扱状況等についての指示等）

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができ。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあること

を知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。
- 3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し(上記2に掲げる場合を除く。)、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。